

大村益次郎筆 会計局判事宛書簡

松田和晃

はじめに

維新政権の兵部大輔職にありながら暗殺された大村益次郎関係の文書史料については、大村益次郎先生伝記刊行会編『大村益次郎』⁽¹⁾が大村家所蔵の文書を引用しているほか、潮満寺に移築した旧宅の襖下張りから発見されたものが内田伸編『大村益次郎文書』⁽²⁾、同『大村益次郎史料』⁽³⁾に収められている。また、大村の書簡全体をみると、上記著作のもととなったものが山口県文書館（大村家文書）、山口市歴史民俗資料館（大村益次郎文書）に保管され、さらに神奈川県立公文書館（山口コレクション）、早稲田大学（大隈関係文書）、愛媛県歴史文化博物館、萩市松陰神社⁽⁴⁾等々に所蔵されているので、これに個人蔵を加えればある程度の量になろうかと想像されるが、それらを集大成した文書集の刊行には至っていない。

ここにとりあげる弊架の書簡は、かつて学内の図書館において展示されたことがある⁽⁵⁾が、政府要人としての短

い活躍期間に記された大村自筆書簡のひとつというだけでなく、明治初年の行政機構・指揮命令系統編成途上期における政府側史料としても価値があると考え、あらためて翻字と写真版を紹介するものである。

一、書簡の内容

この大村益次郎筆会計局判事宛書簡の体裁は、縦一八・六cm、横五一・二cmの楮紙に墨書され、奥を巻いて封じている。日付は年を略し「九月十六日」と記すのみであるが、後述のように、内容から明治元年のものと推定される。以下、翻字を示し（句読点は筆者）、写真版を後掲する。誤読等があればご指摘いただきたい。

「房川渡中田関門之儀ニ付、佐々布貞之允方之伺書最之次第ニ付、古河藩江被仰付可候儀ニ存候。然し諸藩江之御沙汰ハ知縣事方相成候而ハ不都合ニ候間、鎮将府総督府之内方御沙汰相成候方可然哉ニ存候。依而當府方取計可申候間、其段御承知被成置度候。尚不都合義候ハ、明朝迄ニ被仰越候也。

九月十六日

ㄨ

會計局

判事御中

大村益次郎

二、記述の分析

この書簡は、大村が九月十六日付で会計局判事に宛てたもので、年紀は記されていないが、佐々布貞之允の下総知県事任期間は明治元年八月八日から十二月十八日までであり⁽⁶⁾、また大村は明治二年九月四日に襲撃されている⁽⁷⁾ので、明治元年のものと考えられ、当時大村は鎮将府軍務局判事の職にあった⁽⁸⁾。

内容は、佐々布より伺いのあった、日光道中の房川渡中田関門の扱い方について指示したもので、佐々布の主張のように古河藩の担当とすべきではあるが、藩への指示を知県事が行うのは管轄外であるため、鎮将府または総督府から取りはからうので、異論があれば明朝までに申し出るよう記している。

この関所は栗橋関あるいは中田関とも呼ばれ、寛永元年の創設以来、幕府代官の管轄下に関所番家四家が世襲で番士を勤めていた⁽⁹⁾。明治政府は、旧幕府が各地の要所に設置していた関所を戊辰戦争終結後に廃止している⁽¹⁰⁾が、元年九月の時点では東北の戦況が完全に沈静化しておらず、日光道中の要衝たる中田関門の勤番担当についても混乱が生じていた。

房川渡中田関門については、近年、『栗橋関所史料』全五冊が刊行され⁽¹¹⁾、幕末維新期の番士の実態などが克明に知られるようになってきた。さらに幕末維新期の同関所番家の動静については、清水正彦「明治維新と栗橋関所番足立家」⁽¹²⁾が詳述しているので、これらを参考にしつつ大村書簡成立の背景を追ってみたい。

維新頃、中田関門は慶応四年四月に彦根藩士が勤番を務めることとなり、旧来の番家は立会として引き続き出勤していたものの、四月二十三日より勤番は古河藩に交替した⁽¹³⁾。関所番家は、民政裁判所勤仕の意思の有無につき尋ねられ、関所番勤務継続の願書を提出⁽¹⁴⁾する一方、藩勤番の任務たる通行改めが番家の担当となることを懸念し、古河藩士との職務分担の確認を巡って代官小笠原甫三郎を通じて伺いを提出し、その回答が得られるまで出勤しな

い意向を申し立てた¹⁵。

八月八日には熊本藩士佐々布貞之允が下総知県事に任命¹⁶されたが、さきの伺書については、出役が会計局へ差し出すべく出向いたものの、担当不在により退出を余儀なくされたとして、会計局の下知を待つことなく勤務を再開するよう命じ¹⁷、また古河藩の勤番藩士より朝臣となった関所番のほうが上席であるとの確認もなされた¹⁸。そこで同月晦日に関所番家が古河藩者頭および目付代へ席次や職務分担の説明を行い、両者の了解が得られたため、翌九月一日より関所番の勤務が再開した¹⁹。

右記のような経緯を踏まえて大村益次郎書簡をみると、関所番家からの伺書は会計局判事から大村へと渡つたらしく、大村の判断は、伺の旨はもつともであるとしつつも、諸藩が知県事の管下にないことを理由に、鎮将府あるいは総督府という政府中枢からの指揮が適当である旨を会計局に指示している。前記のように、実際には関所番の勤務再開が先行したことになるが、こうした混乱もまた職制や指揮系統の再編期における動揺を反映したものであり、大村が書簡の最後に「尚不都合義候ハ、明朝迄二被仰越候也。」と書き添えた心理も理解できるのではなからうか。

おわりに

本書簡が記された明治元年九月前後は、同年閏四月の「政体書」発布にもとづく太政官制下において、中央・地方の機構の整備が続いた時期で、大村の所属組織である軍務官は、三職時代の軍防事務局から移行したものであり、さらに兵部省へと再編されていく。また文書宛先の会計局は民政裁判所を改編したものであったし、下総知県事も佐々布の任命を創始とする。府藩県三治制の地方制度も、一応の確立は版籍奉還を待たねばならなかった。こうし

た維新政権期の実態を知る上で不可欠な史料については、近年ようやく国立公文書館・東京大学史料編纂所・旧藩名家の所蔵にかかる太政官関係文書の原本調査が開始され²⁰⁾、その成果が待たれるが、本書簡もまた、当該時期における指揮系統についてふれた原本史料のひとつとして位置づけることができよう。

注

- (1) 大村益次郎先生伝記刊行会編『大村益次郎』(肇書房、昭和十九年。マツノ書店復刻、平成二十一年八月)。
- (2) 内田伸編『大村益次郎文書』(マツノ書店、昭和五十二年三月)。
- (3) 内田伸編『大村益次郎史料』(マツノ書店、平成二十二年三月)。
- (4) 三宅紹宣「長州藩東上出兵と大村益次郎―前原一誠宛大村益次郎書簡の紹介」『山口県史研究』二七、山口県史編さん室、二〇一九年三月。
- (5) 杏林大学井の頭図書館「二〇一五年一月展示企画」。
- (6) 修史局編『百官履歴』下(日本史籍協会、昭和三年二月) 四九三頁。
- (7) 『維新史料綱要』(維新史料編纂事務局、昭和十四年二月) 一〇卷二〇四頁。
- (8) 明治元年五月七日軍務官判事拜命、九月鎮将府軍務局勤務。『百官履歴』下、二六八頁。
- (9) 大島延次郎「房川渡中田関所の研究」其一(『地学雑誌』五〇―八、東京地学協会、一九三八年)。
- (10) 明治二年正月二十日行政官布告(『法令全書』第五九)。
- (11) 埼玉県立文書館『埼玉県史料叢書』一三―一六(埼玉県、平成十四年三月―平成十五年三月)。
- (12) 清水正彦「明治維新と栗橋関所番足立家」(『文書館紀要』二七、埼玉県立文書館、二〇一四年)。
- (13) 『復古記』第一一冊(内外書籍、昭和五年三月) 五〇八頁。
- (14) 埼玉県史料叢書一六『栗橋関所史料』五(埼玉県、平成二十五年三月) 三八六頁。
- (15) 『御関所勤方之儀二付伺書』(栗橋関所史料 五) 三九九頁。
- (16) 『復古記』第七冊(内外書籍、昭和五年一月) 一〇二頁。
- (17) 『栗橋関所史料』五 二八二頁。
- (18) 『栗橋関所史料』五 二八二頁。
- (19) 宮原一郎氏は、「この時期、関所番は幕臣から好余曲折を経て朝臣となる過程で、管轄の各部署と折衝を重ねながら身分と地位の保全を図っている。」と記している(『栗橋関所史料』五「解説五頁」)。
- (20) 二〇一五―二〇一七年度科学研究費助成研究「維新政権期における明治太政官文書の生成・蓄積と伝来に関する復元的研究」(15K02859) 研究代表者箱石大

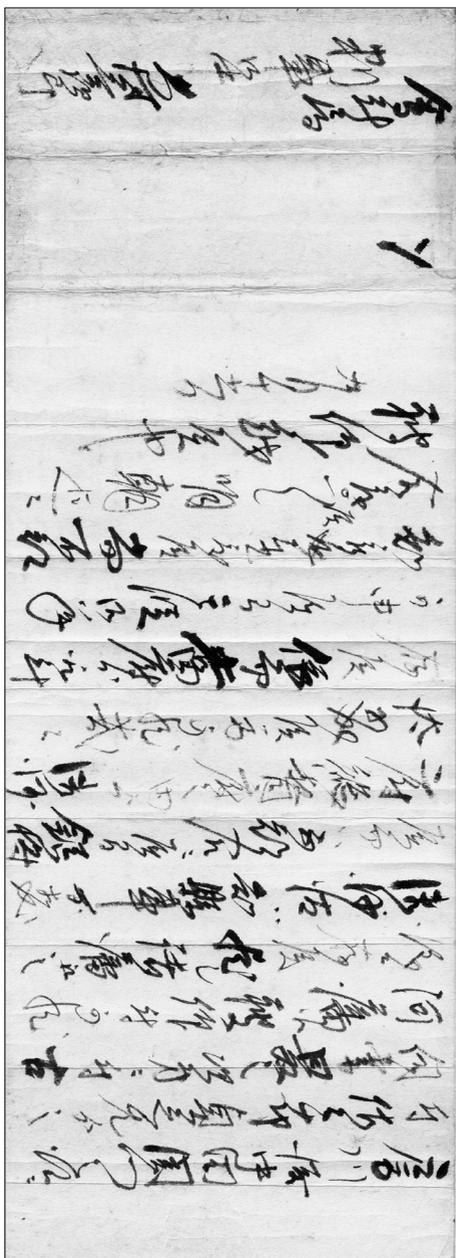


写真 大村益次郎筆 会計局判事宛書簡